

上尾市こども医療費支給条例及び上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 10 月 1 日

上尾市長 島山 稔

上尾市条例第 33 号

上尾市こども医療費支給条例及び上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「社会保険診療報酬支払基金埼玉支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

- (1) 上尾市こども医療費支給条例（昭和 48 年上尾市条例第 23 号）第 7 条第 4 項
- (2) 上尾市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成 4 年上尾市条例第 28 号）第 8 条第 4 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。